

東京都正規雇用等転換安定化支援助成金 のご案内

東京都は正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる
労働環境整備を行った企業に助成します！！

令和5年度の変更点

- 結婚、妊娠・出産、育児に関する休暇や一時金制度の導入に助成金を加算します。
 - 対象労働者の時間単価を30円以上賃上げした中小企業等に助成金を加算します。
- ※昨年10月より、電子申請（Jグランツ）もできるようになりました。

助成金の概要

正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられるよう計画的な育成を行うとともに、退職金制度や結婚育児支援制度の整備、対象労働者の賃上げなどの労働環境整備を行った企業に対して助成金を交付します。

※詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

●対象

東京労働局管内に雇用保険適用事業所を置く、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けた中小企業等

●助成要件

対象労働者（※）に対して支援期間（3か月）のうちに以下の支援を行うこと。

- ア 指導育成計画（3年間）の策定
- イ 指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導
- ウ 指導育成計画に基づく研修の実施

※キャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給対象労働者であり、令和2年4月1日以降に都内事務所において転換した労働者です。

●助成金額

対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に交付します。

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

●助成金加算

下記に掲げる取組を実施した事業主に対し、助成金を加算します。

加算事項	加算額
退職金制度整備	10万円
結婚・育児支援制度整備	10万円
対象労働者の賃上げ	最大18万円（1人6万円、最大3人）

※退職金制度及び結婚・育児支援制度に係る加算は、1事業主当たり1回限りです。